



島根労働局発表

令和7年12月19日(金)

担当
当

島根労働局職業安定部職業対策課
職業対策課長 内藤 義博
高齢者対策担当官 安達英美子

TEL 0852-20-7020

令和7年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果

I 65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業は99.8%

II 70歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は47.0%【全国1位】

III 65歳以上定年企業（定年制の廃止企業を含む）は41.2%

島根労働局（局長 岩見 浩史）では、このほど、令和7年「高年齢者雇用状況等報告」（6月1日現在）を取りまとめましたので、公表します。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（以下「高年齢者雇用安定法」という。）では、高年齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる「生涯現役社会の実現」を目指して、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」（高年齢者雇用確保措置）のいずれかの措置を、65歳まで講じるよう義務付けています。

さらに、令和3年4月1日からは、70歳までを対象として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」（高年齢者就業確保措置）という雇用以外の措置のいずれかの措置を講じるように努めることを義務付けています。

今回の集計結果は、従業員21人以上の企業1,401社からの報告に基づき、このような高年齢者の雇用等に関する措置について、令和7年6月1日時点での企業における実施状況等をまとめたものです。

島根労働局及びハローワークでは、今後とも生涯現役社会の実現に向けたさらなる取組を行うとともに、これらの措置を実施していない企業に対して、必要な指導及び助言を実施していきます。

（集計結果の主なポイントは、次ページをご参照ください。）

【集計結果の主なポイント】

I 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況 (4ページ表1、5ページ表2)

65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業は1,398社(99.8%) [0.1ポイント減少]

- ・企業規模別には中小企業では99.8% [0.1ポイント減少]、大企業では100.0% [変動なし]
- ・高年齢者雇用確保措置を「継続雇用制度の導入」により実施している企業は、全企業において58.7% [3.2ポイント減少]

II 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況 (7ページ表4) 【全国1位】

70歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は658社(47.0%) [2.4ポイント増加]

- ・中小企業では47.6% [2.3ポイント増加]
- ・大企業では25.6% [6.1ポイント増加]

III 企業における定年制の状況 (8ページ表5)

65歳以上定年企業(定年制の廃止企業を含む)は577社(41.2%) [3.2ポイント増加]

- ・中小企業では41.7% [2.9ポイント増加]
- ・大企業では23.1% [10.9ポイント増加]

※この集計では、従業員21人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

詳細は、次ページ以下をご参照ください。

<集計対象>

■島根県内に本社を置き、常時雇用する労働者が21人以上の企業

- 中小企業(21～300人規模)：1,362社(うち31～300人規模：976社)
- 大企業(301人以上規模)：39社

計1,401社

1 高年齢者雇用確保措置とは

高年齢者雇用安定法第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、以下のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければならない。

- ① 定年制の廃止
- ② 定年の引上げ
- ③ 継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等）の導入

2 継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等）とは

継続雇用制度とは、現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いで雇用する制度であり、平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」を対象としている。ただし、平成24年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた企業においては、当該基準を適用できる年齢を65歳まで段階的に引き上げる経過措置が令和7年3月31日まで適用されていた。本経過措置は令和7年3月31日をもって終了し、令和7年度からは、「希望者全員」の65歳までの雇用確保について全面的な義務付けがなされている。

3 高年齢者就業確保措置とは

高年齢者雇用安定法第10条の2に基づき、定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主または65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く）を導入している事業主は、その雇用する高年齢者について、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、65歳から70歳までの就業を確保するよう努めなければならない。

- ① 定年制の廃止
- ② 定年の引上げ
- ③ 継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
- ④ 繼続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 繼続的に社会貢献事業に従事できる制度の導入（事業主が自ら実施する社会貢献事業または事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業）

4 創業支援等措置とは

高年齢者雇用安定法第10条の2に基づく、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度及び70歳まで継続的に社会貢献事業（事業主が自ら実施する事業または事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う事業）に従事できる制度の導入。

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 高年齢者雇用確保措置の状況

高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という。）を実施済みの企業の割合は1,398社（99.8%）[0.1ポイント減少]、中小企業では99.8%[0.1ポイント減少]、大企業では100.0%[変動なし]

【表1】雇用確保措置の実施状況

		①実施済み		②未実施		合計(①+②)
		割合	企業数	割合	企業数	
総計		99.8 % (99.9)	1,398 社 (1,413)	0.2 % (0.1)	3 社 (1)	1,401 社 (1,414)
中小企業	21～30人	100.0 % (100.0)	386 社 (382)	0.0 % (0.0)	0 社 (0)	386 社 (382)
	31～300人	99.7 % (99.9)	973 社 (990)	0.3 % (0.1)	3 社 (1)	976 社 (991)
	小計	99.8 % (99.9)	1,359 社 (1,372)	0.2 % (0.1)	3 社 (1)	1,362 社 (1,373)
大企業	301人以上	100.0 % (100.0)	39 社 (41)	0.0 % (0.0)	0 社 (0)	39 社 (41)
31人以上計		99.7 % (99.9)	1,012 社 (1,031)	0.3 % (0.1)	3 社 (1)	1,015 社 (1,032)

※ () 内は、令和6年6月1日現在の数値。表2～5において同じ。

(2) 雇用確保措置を実施済みの企業の内訳

雇用確保措置を実施済みと報告した企業のうち、

- ① 「定年制の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は50社（3.6%）
[0.1ポイント減少]
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は527社（37.7%）
[3.3ポイント増加]
- ③ 「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は821社
(58.7%) [3.2ポイント減少]

となっており、定年制度の見直し(①、②)よりも、継続雇用制度(③)により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。

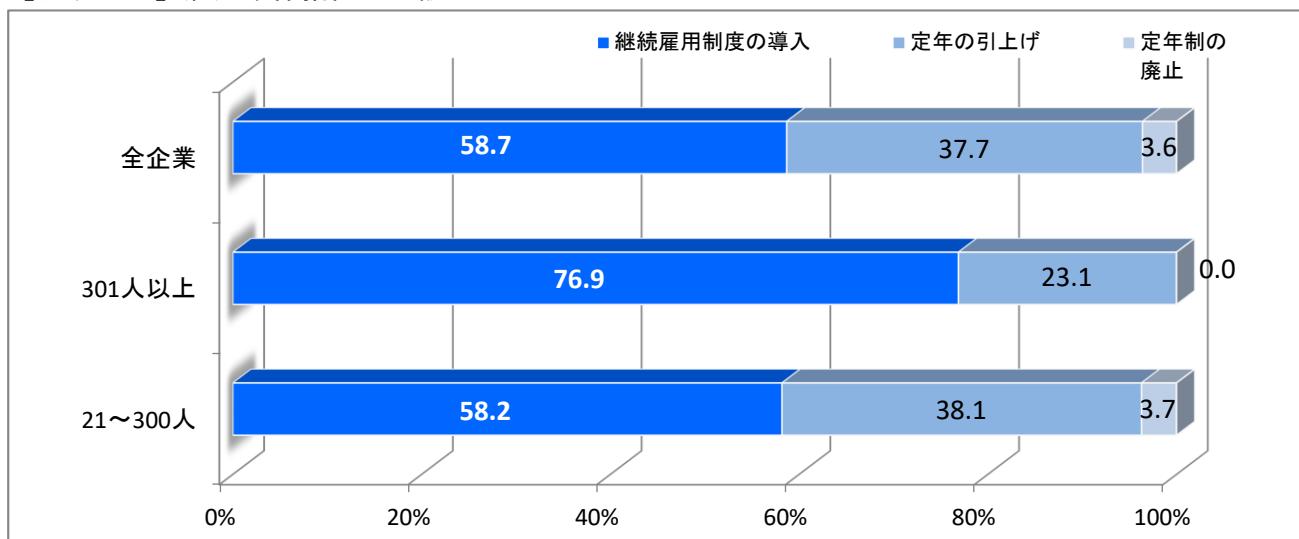
【表2】雇用確保措置の内訳

		①定年制の廃止		②定年の引上げ		③継続雇用制度の導入		合計(①~③)
		割合	企業数	割合	企業数	割合	企業数	企業数
総計		3.6 %	50 社	37.7 %	527 社	58.7 %	821 社	1,398 社
中小企業	21~30人	(3.7)	(52)	(34.4)	(486)	(61.9)	(875)	(1,413)
	31~300人	6.2 %	24 社	42.7 %	165 社	51.0 %	197 社	386 社
	小計	(7.1)	(27)	(36.6)	(140)	(56.3)	(215)	(382)
大企業	301人以上	2.7 %	26 社	36.3 %	353 社	61.0 %	594 社	973 社
	31人以上計	(2.5)	(25)	(34.4)	(341)	(63.0)	(624)	(990)
大企業		3.7 %	50 社	38.1 %	518 社	58.2 %	791 社	1,359 社
301人以上		(3.8)	(52)	(35.1)	(481)	(61.2)	(839)	(1,372)
31人以上計		0.0 %	0 社	23.1 %	9 社	76.9 %	30 社	39 社
(0.0)		(0)	(0)	(12.2)	(5)	(87.8)	(36)	(41)
31人以上計		2.6 %	26 社	35.8 %	362 社	61.7 %	624 社	1,012 社
(2.4)		(25)	(33.6)	(346)	(64.0)	(660)	(1,031)	(1,031)

※「合計 (①+②+③)」は、表1の「①実施済み」企業数に対応している。

※本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の割合の積み上げが100%とはならない場合がある。表3～5において同じ。

【グラフ2】雇用確保措置の内訳



(参考) 継続雇用の対象者を限定する基準に係る経過措置の適用状況

経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある企業において、過去1年間（令和6年6月1日から令和7年3月31日まで）に、基準を適用できる年齢（令和4年4月1日から令和7年3月31日までは64歳以上）に到達した76人のうち、

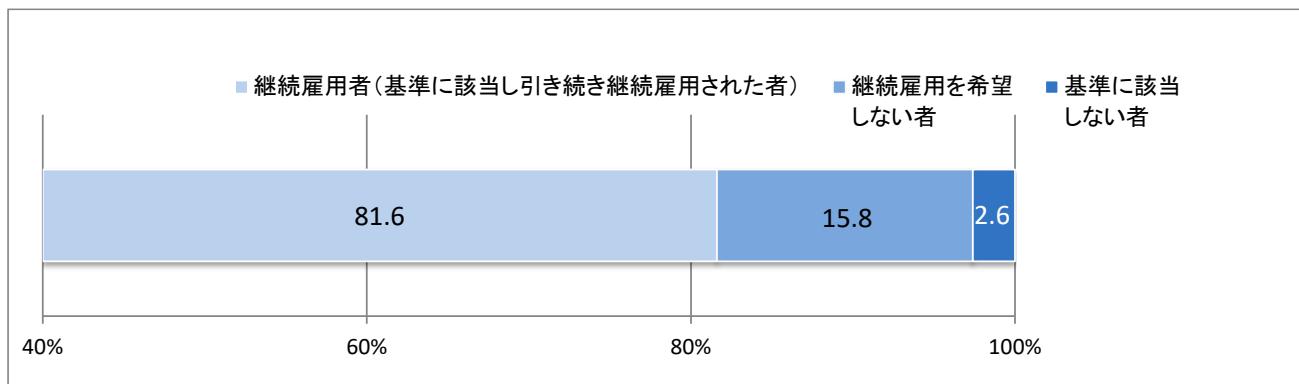
- ・基準に該当し引き続き継続雇用された者は62人（81.6%）[13.0ポイント減少]
- ・継続雇用を希望しなかった者は12人（15.8%）[10.4ポイント増加]
- ・継続雇用を希望したが基準に該当せず継続雇用が終了した者は2人（2.6%）[2.6ポイント増加]

となっている。

【表3】経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

企業数 基準適用年齢到達者	企業数 基準適用年齢到達者	継続雇用者 (基準に該当し引き続き継続雇用された者)		継続雇用を希望しない者		基準に該当しない者	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
経過措置適用企業で基準適用年齢到達者(64歳)がいた企業 (48)	31社 (185)	76人 (175)	62人 (94.6)	12人 (10)	15.8 % (5.4)	2人 (0)	2.6 % (0.0)

【グラフ3】経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況



2 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況

(1) 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況

高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は 658 社 (47.0%) [2.4 ポイント増加]

企業規模別にみると、

- ・中小企業では 648 社 (47.6%) [2.3 ポイント増加]
- ・大企業では 10 社 (25.6%) [6.1 ポイント増加]

(2) 70歳までの就業確保措置を実施済みの企業の内訳

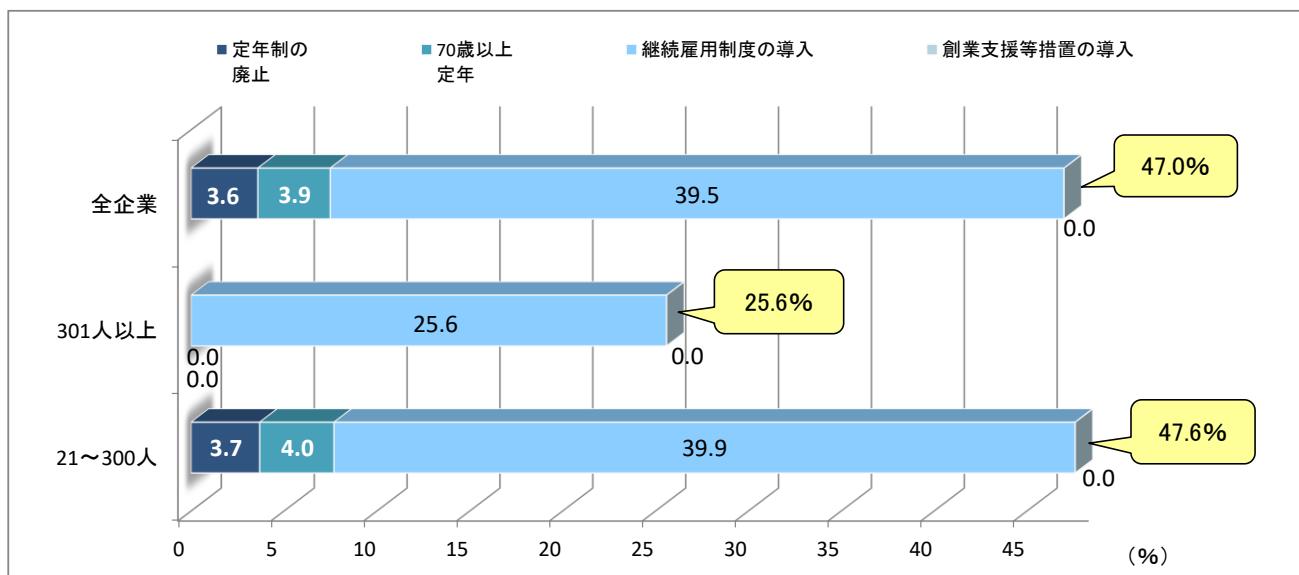
就業確保措置の措置内容別に見ると、継続雇用制度の導入により就業確保措置を講じている企業が最も多かった。

- ① 定年制の廃止は 50 社 (3.6%) [0.1 ポイント減少]
- ② 定年の引上げは 54 社 (3.9%) [0.9 ポイント増加]
- ③ 継続雇用制度の導入は 554 社 (39.5%) [1.6 ポイント増加]
- ④ 創業支援等措置の導入は該当企業なし [変動なし]

【表4】就業確保措置の実施状況

		70歳までの就業確保措置実施済み								⑤就業確保措置未実施	集計企業全数			
		①定年制の廃止		②定年の引上げ		③継続雇用制度の導入		④創業支援等措置の導入						
		割合	企業数	割合	企業数	割合	企業数	割合	企業数					
総計		3.6 %	50 社	3.9 %	54 社	39.5 %	554 社	0.0 %	0 社	47.0 %	658 社	53.0 %	743 社	1,401 社
中小企業	21～30人	6.2 %	24 社	6.2 %	24 社	34.5 %	133 社	0.0 %	0 社	46.9 %	181 社	53.1 %	205 社	386 社
	31～300人	2.7 %	26 社	3.1 %	30 社	42.1 %	411 社	0.0 %	0 社	47.8 %	467 社	52.2 %	509 社	976 社
	小計	3.7 %	50 社	4.0 %	54 社	39.9 %	544 社	0.0 %	0 社	47.6 %	648 社	52.4 %	714 社	1,362 社
大企業	301人以上	0.0 %	0 社	0.0 %	0 社	25.6 %	10 社	0.0 %	0 社	25.6 %	10 社	74.4 %	29 社	39 社
31人以上計		2.6 %	26 社	3.0 %	30 社	41.5 %	421 社	0.0 %	0 社	47.0 %	477 社	53.0 %	538 社	1,015 社

【グラフ4】就業確保措置の実施状況



3 企業における定年制の状況

定年制を廃止している企業は 50 社 (3.6%) [0.1 ポイント減少]、定年を 65 歳とする企業は 438 社 (31.3%) [2.3 ポイント増加]、定年を 66~69 歳とする企業は 35 社 (2.5%) [0.1 ポイント増加]、定年を 70 歳以上とする企業は 54 社 (3.9%) [0.9 ポイント増加]

企業規模別にみると、

① 中小企業

- ・定年制を廃止している企業は 3.7% [0.1 ポイント減少]
- ・定年を 65 歳とする企業は 31.5% [2.0 ポイント増加]
- ・定年を 66~69 歳とする企業は 2.6% [0.1 ポイント増加]
- ・定年を 70 歳以上とする企業は 4.0% [0.9 ポイント増加]

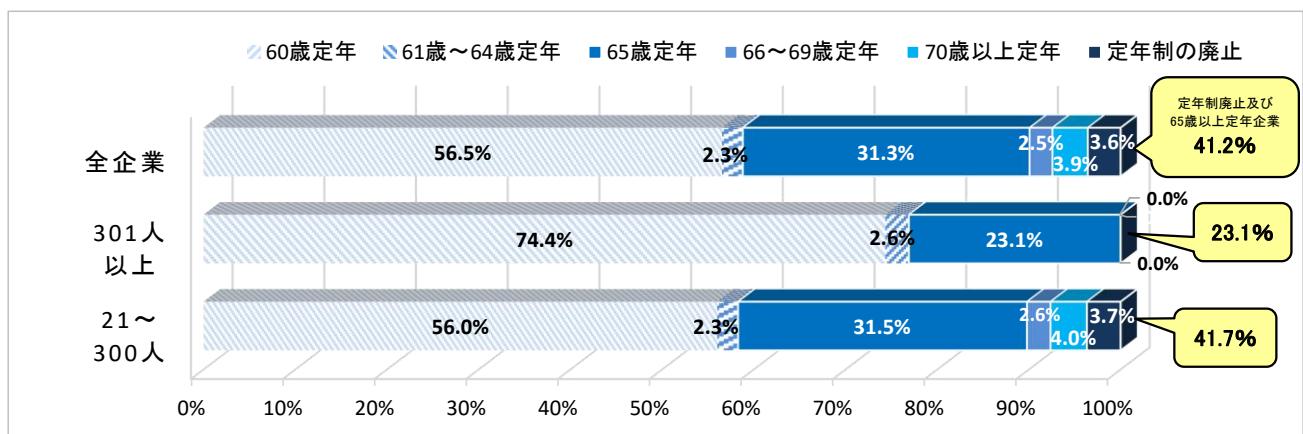
② 大企業

- ・定年制を廃止している企業は該当なし [変動なし]
- ・定年を 65 歳とする企業は 23.1% [10.9 ポイント増加]
- ・定年を 66~69 歳とする企業は該当なし [変動なし]
- ・定年を 70 歳以上とする企業は該当なし [変動なし]

【表 5】定年制の状況

定年制の廃止		定年制あり										65歳以上定年合計 (定年制の廃止を含む)	集計企業 全数			
		60歳		61歳～64歳		65歳		66歳～69歳		70歳以上						
		割合	企業数	割合	企業数	割合	企業数	割合	企業数	割合	企業数					
総計		3.6%	50 社	56.5%	792 社	2.3%	32 社	31.3%	438 社	2.5%	35 社	3.9%	54 社	41.2%	577 社	1,401 社
中小企業	21～30人	6.2%	24 社	49.0%	189 社	2.1%	8 社	34.2%	132 社	2.3%	9 社	6.2%	24 社	49.0%	189 社	386 社
	31～300人	2.7%	26 社	58.8%	574 社	2.4%	23 社	30.4%	297 社	2.7%	26 社	3.1%	30 社	38.8%	379 社	976 社
	小計	3.7%	50 社	56.0%	763 社	2.3%	31 社	31.5%	429 社	2.6%	35 社	4.0%	54 社	41.7%	568 社	1,362 社
	301人以上	0.0%	0 社	74.4%	29 社	2.6%	1 社	23.1%	9 社	0.0%	0 社	0.0%	0 社	23.1%	9 社	39 社
31人以上計		2.6%	26 社	59.4%	603 社	2.4%	24 社	30.1%	306 社	2.6%	26 社	3.0%	30 社	38.2%	388 社	1,015 社
		(2.4)	(25)	(61.5)	(635)	(2.5)	(26)	(28.4)	(293)	(2.5)	(26)	(2.6)	(27)	(35.9)	(371)	(1,032)

【グラフ 5】定年制の状況



【表6】都道府県別の状況

報告した全ての企業			雇用確保措置導入企業割合		70歳までの就業確保措置実施済企業割合		
北海道	9,403社	(9,329社)	秋田	100.0% (100.0%)	島根	47.0%	(44.6%)
青森	2,449社	(2,533社)	山形	100.0% (100.0%)	大分	45.7%	(41.8%)
岩手	2,436社	(2,482社)	群馬	100.0% (100.0%)	岩手	45.0%	(42.2%)
宮城	3,793社	(3,748社)	千葉	100.0% (99.9%)	青森	44.8%	(41.2%)
秋田	1,970社	(2,024社)	富山	100.0% (100.0%)	鹿児島	44.3%	(39.9%)
山形	2,226社	(2,277社)	岐阜	100.0% (100.0%)	北海道	41.6%	(38.9%)
福島	3,562社	(3,599社)	愛知	100.0% (100.0%)	千葉	41.6%	(38.5%)
茨城	4,150社	(4,258社)	三重	100.0% (100.0%)	福島	41.4%	(37.3%)
栃木	3,398社	(3,389社)	奈良	100.0% (100.0%)	茨城	41.3%	(37.6%)
群馬	4,043社	(4,072社)	和歌山	100.0% (99.7%)	佐賀	40.8%	(39.0%)
埼玉	8,626社	(8,523社)	鳥取	100.0% (99.8%)	宮城	40.8%	(38.4%)
千葉	7,046社	(6,922社)	徳島	100.0% (100.0%)	香川	40.6%	(37.6%)
東京	42,325社	(41,365社)	大分	100.0% (100.0%)	山形	40.4%	(36.2%)
神奈川	11,258社	(11,145社)	茨城	99.9% (99.9%)	栃木	39.8%	(35.2%)
新潟	4,490社	(4,568社)	大阪	99.9% (99.9%)	秋田	39.7%	(34.9%)
富山	2,434社	(2,453社)	山口	99.9% (100.0%)	三重	39.4%	(36.0%)
石川	2,538社	(2,556社)	岡山	99.9% (99.9%)	長野	39.4%	(36.2%)
福井	1,877社	(1,851社)	北海道	99.9% (99.9%)	宮崎	39.0%	(35.3%)
山梨	1,552社	(1,541社)	埼玉	99.9% (99.9%)	福井	39.0%	(34.3%)
長野	4,107社	(4,010社)	東京	99.9% (99.9%)	埼玉	38.9%	(36.7%)
岐阜	4,022社	(4,037社)	神奈川	99.9% (99.9%)	徳島	38.9%	(35.6%)
静岡	7,016社	(7,113社)	長野	99.9% (99.9%)	岐阜	38.8%	(35.9%)
愛知	14,324社	(14,164社)	香川	99.9% (100.0%)	岡山	38.2%	(34.2%)
三重	3,121社	(3,150社)	宮崎	99.9% (99.9%)	奈良	36.9%	(36.9%)
滋賀	2,203社	(2,205社)	福井	99.9% (100.0%)	愛媛	36.8%	(32.9%)
京都	4,525社	(4,530社)	栃木	99.9% (99.9%)	山口	35.9%	(32.2%)
大阪	18,836社	(18,753社)	福岡	99.9% (99.9%)	群馬	35.7%	(34.0%)
兵庫	8,051社	(7,993社)	鹿児島	99.8% (99.9%)	愛知	35.5%	(32.6%)
奈良	1,625社	(1,623社)	福島	99.8% (99.9%)	福岡	35.4%	(32.5%)
和歌山	1,604社	(1,644社)	京都	99.8% (99.9%)	滋賀	35.0%	(31.9%)
鳥取	1,105社	(1,124社)	新潟	99.8% (100.0%)	静岡	34.9%	(32.6%)
島根	1,401社	(1,414社)	静岡	99.8% (99.8%)	高知	34.8%	(31.5%)
岡山	3,617社	(3,581社)	山梨	99.8% (99.7%)	熊本	34.8%	(31.0%)
広島	5,370社	(5,468社)	石川	99.8% (99.9%)	鳥取	34.7%	(30.6%)
山口	2,424社	(2,432社)	岩手	99.8% (100.0%)	石川	34.1%	(31.7%)
徳島	1,217社	(1,246社)	島根	99.8% (99.9%)	和歌山	34.1%	(31.4%)
香川	2,028社	(2,081社)	青森	99.8% (100.0%)	沖縄	33.8%	(29.2%)
愛媛	2,642社	(2,653社)	兵庫	99.8% (99.8%)	長崎	32.6%	(28.3%)
高知	1,370社	(1,377社)	滋賀	99.6% (99.9%)	山梨	32.5%	(30.0%)
福岡	9,573社	(9,611社)	愛媛	99.6% (99.9%)	神奈川	32.2%	(29.9%)
佐賀	1,682社	(1,694社)	宮城	99.5% (99.9%)	広島	32.2%	(29.1%)
長崎	2,566社	(2,604社)	高知	99.5% (100.0%)	兵庫	31.1%	(28.8%)
熊本	3,336社	(3,331社)	広島	99.5% (99.9%)	新潟	31.0%	(28.1%)
大分	2,229社	(2,259社)	沖縄	99.5% (99.7%)	大阪	30.7%	(28.1%)
宮崎	2,209社	(2,240社)	長崎	99.4% (99.8%)	富山	29.4%	(26.0%)
鹿児島	3,022社	(3,108社)	熊本	99.4% (99.9%)	京都	29.4%	(26.3%)
沖縄	2,938社	(2,972社)	佐賀	99.3% (99.9%)	東京	27.8%	(25.2%)
全国計	237,739社	(237,052社)	全国計	99.9% (99.9%)	全国計	34.8%	(31.9%)

※()内は、令和6年6月1日現在の数値。

※本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「雇用確保措置実施済企業割合」については、小数第2位以下を四捨五入することで100%となる場合は、小数点第2位以下を切り捨てとしている。